

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

元離宮二条城本丸御殿公開記念式典運営及び市民内覧会受付業務委託

## 2 本業務の目的

元離宮二条城の本丸御殿は、平成29年度に開始した保存修理工事が令和5年度に完了し、令和6年9月1日から一般公開を開始する予定である。

本業務は、修理工事完成と一般公開開始を記念して開催する式典を運営するとともに、一般公開に先立ち開催する市民内覧会への参加を希望する市民の募集受付を行うものである。

## 3 業務概要

### (1) 記念式典

日 程：令和6年8月1日（木）9時30分～（所要時間30分～1時間）

会 場：元離宮二条城 本丸御殿車寄せ ※【参考】を参照

参加者：来賓、主催者等50～70名想定

※式典終了後、希望者へ本丸御殿内覧を実施予定

### (2) 市民内覧会

日 程：令和6年8月8日（木）～22日（木）[15日間]

会 場：元離宮二条城 本丸御殿

定 員：約4,000名（最大270名×15日間）

※1日当たり6観覧枠、1観覧枠の定員は45名以内で設定すること。

※各観覧枠の応募者が定員を超える場合は抽選を実施すること。

※市民内覧会当日の運営は別途委託する事業者が実施する。

### (3) 委託業務スケジュール案

6月17日～7月上旬 市民内覧会募集受付

7月下旬 市民内覧会当選者通知

7月31日 記念式典設営・リハーサル

8月1日 記念式典運営

8月8日～22日 市民内覧会

## 4 委託期間

契約締結日から令和6年8月31日（土）まで

## 5 委託金額の上限

1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 6 委託業務内容

### (1) 式典の準備業務

- ア 音響、設営等に係るオペレーションの手配
- イ 式典に係る物品（テント、椅子、金屏風、テープカット用品等）の手配
  - ※ 雨天対策、熱中症対策物品を必要に応じて手配すること
- ウ 司会者の手配、司会者及び出演者への謝礼の支払い
  - ※ 出演者は本市指定の者とする（演目は弦楽アンサンブルで無償を想定）。
- エ 式典会場掲出看板の制作、設置
- オ その他式典の準備に係る一切のこと
  - ※ 式典出席予定者への案内状発送は本市が行う。

### (2) 式典の運営業務

- ア 本市担当者との連絡調整、司会者及び出演者の誘導、時間調整等の管理、音響、設営等に係るオペレーションなど式典運営に係る一切のこと
- イ リハーサルの調整、実施（前日、当日）
- ウ 式典当日の会場内外の整理・誘導
  - ※ 式典会場までの動線、バリアフリー対策について提案すること。
  - ※ 出席者の受付・誘導をスムーズに行える方法を考案すること。
- エ 運営スタッフの配置、式典の進行
  - ※ 式典当日、式典の進行、会場整理・誘導等を行う本市職員と連携して取り組むこと。
- オ 式典終了後の記念品配布補助及び本丸御殿内覧への誘導補助

### (3) 市民内覧会の募集受付業務

- ア 市民からの申込受付
  - ※ 申込受付方法について提案すること。はがき、FAX、WEBでの受付は必須とし、電話、メールでの受付が可能な場合はその旨記載すること。
  - ※ 申込期間は令和6年6月17日から2週間以上設定すること。
- イ 申込者情報の集約
  - ※ 希望日・観覧枠毎に集約し申込者情報を本市へ共有すること

### (4) 市民内覧会の招待状発送業務

- ア 招待状の作成
  - ※ 市民内覧会の当選者（最大4,050名）に対する招待状を作成する。はがき及びFAXでの申込者に対しては、はがき送付とし、WEB申込者に対してはメールでの送付を可とする。
  - ※ 招待状（郵便はがき）は本市が現物支給する。招待状文面の作成は本市が行い、宛名・文面印刷等は事業者において行う。
- イ 当選者への招待状郵送、郵戻り対応

## 7 特記事項

- (1) すべての業務において、本市担当者と事前に協議を行い、進めることとする。
- (2) 履行期限内に円滑に事務が進められるよう、責任者を設置し、十分な体制で臨むこと。
- (3) 厳粛な式典を円滑に進めるため、経験豊富なスタッフを配置すること。
- (4) 厳粛な式典を円滑かつ安全に進めるため、整理・誘導に関する業務については、適切な箇所に適切な人数を配置し、身体障害者対応も含め、具体的な整理・誘導案を立案すること。
- (5) 受託事業者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 本事業終了後、不要となったデータやプログラムなどは、完全に消去し、再利用できないように処分すること。
- (7) 本市が定める条例や規則、関係基準等を遵守すること。
- (8) 受託事業者は、本市の承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、その決定に従うこと。

【参考】記念式典会場

本丸御殿車寄せ [庇下部分] (ステージ想定場所)

: W5.9m×D2.2m×H3.4m

車寄前庭 (出席者列席想定場所)

: W40m×D22m



改札 (東大手門)